

環廃産発第 1612211 号

平成 28 年 12 月 21 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 8 条第 2 項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の変更禁止に係る特例として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）第 10 条第 1 項第 2 号で定める環境大臣の確認に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条に規定する審査基準及び第 6 条に規定する標準処理期間については、別紙のとおりとする。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更の環境大臣による確認について

1. 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更の禁止の趣旨

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の全国5箇所の処理施設ごとに計画的処理完了期限が定められていることを踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第10条において、保管事業者は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所の属する区域ごとに政令で定める期間内に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが義務付けられている。

また、5箇所それぞれの処理施設における期限と当該施設において処理すべき廃棄物については、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設が立地されている地方公共団体等との調整を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において定められている。

この場合において、JESCOの処理施設の事業エリアをまたいで高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更し、変更後の場所に基づいて処理施設への処理委託を行うことは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に影響を与えかねない。また、保管事業者にとっても、保管の場所を変更することによって、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の義務を果たすことが困難となる可能性がある。

このため、法第8条第2項において、保管事業者は、その確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除き、原則として、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、都道府県市（都道府県及び法第26条第1項の政令に定める市をいう。以下同じ。）に届け出た保管の場所を変更してはならないとされている。また、同項の規定を受け、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号及び第2号において、保管の場所を変更できる例外として、JESCOの処理施設の事業区域内の保管の場所の移動の場合及び一定の条件の下で環境大臣の確認を受けた場合が定められている。

2. 環境大臣の確認の要件について

規則第10条第1項第2号に環境大臣の確認の要件として規定されている、「届け出た保管の場所において確実かつ適正に当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったこと及び当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管の場所を変更すること」とは、以下の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合とする。

- （1）「届け出た保管の場所において確実かつ適正に当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったこと」とは、以下の①及び②のいずれかの場合に該当するなど、規則第10条第1項第1号に定める区域を越えて保管の場所を変更しなければ、保管事業者による処理期限内の確実かつ適正な処理のための確実かつ適正

な保管を継続することが困難であると認められることとする。

- ① 災害による保管の場所の損壊により、従前の保管の場所において、保管基準の遵守が困難となった等の外部事情が発生した場合

<解説>

水害や津波、地震などの災害が、通常予期しないレベルで発生した場合に、保管事業者が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所が被災し、建物の損壊や浸水が発生することで、その保管の場所において、保管基準を遵守した保管を継続することが困難となることが考えられる。その場合において、保管基準を満たす保管事業者の管理する事業所が規則第10条第1項第1号に定める区域内に他に存在せず、かつ区域内に新たに保管の場所を確保することが困難など、処理期限内の確実かつ適正な処理のための確実かつ適正な保管を継続するためには、区域を越えた保管の場所の変更が必要不可欠であると認められる場合には、(1)に掲げる要件に適合することとなる。

ただし、災害による重大な損壊が高い可能性で予測される場合には、あらかじめ、規則第10条第1項第1号に基づく区域内の保管の場所の変更を含め、対応を検討することが適当である。

- ② 事業所の統廃合など、保管事業者内部で状況変化が発生した場合

<解説>

例えば、事業所の統廃合、収容限度の超過等、保管事業者側の事情変更によって、従前の保管の場所において、当該保管事業者による確実かつ適正な保管を継続することができなくなることが考えられる。その場合において、①と同様に、処理期限内の確実かつ適正な処理のための確実かつ適正な保管を継続するために区域を越えた保管の場所の変更が必要不可欠であると認められる場合には、(1)に掲げる要件に適合することとなる。

ただし、保管費用の削減、保管の効率化のための保管の場所の集約化など、保管に係る経済的理由のみによって、区域を越えて保管の場所を移すことは、届け出た保管の場所において確実かつ適正に当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなる場合には当たらず、要件には適合しない。

- (2)「当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管の場所を変更すること」とは、変更後の保管の場所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「廃棄物処理法」という。）第12条の2第2項で定める保管基準の遵守が可能であり、かつ、変更後の保管の場所において、JESCOの事業区域ごとに定める処理完了期限までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であることとする。

<解説>

(1) の要件において、従前の保管の場所において确实かつ適正な保管が継続できない状況にあることが確認された上で、変更後の保管の場所において、确实かつ適正な保管が可能であることを確認する必要がある。

この際、変更後の保管の場所において、廃棄物処理法に定める保管基準に適合した適正な保管が可能であることに加え、規則第 10 条第 1 項第 1 号に定める区域を越えた保管の場所の変更を行うことから、変更後の保管の場所が属する JESCO の事業区域において、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理期限内に適正に処理することが可能であることを確認することが必要となる。

上記の確認に関しては、環境省として、保管の場所の変更先の都道府県市、JESCO 等から協力を求めつつ行うこととする。

3. 申請書類について

次の (1) ~ (4) に記載する書類を提出するものとする。

(1) 規則第 10 条第 3 項に規定されている様式第 3 号に必要事項を記載したもの

(2) 要件の (1) に該当することを証する次の書類

要件①に該当することを証する書類

(例)

- ・保管場所の被害状況が分かる写真、書面等
- ・被災箇所が分かる図面等
- ・同一区域内に他に適正な保管の場所がないことを証する資料

要件②に該当することを証する書類

(例)

- ・保管事業者内部での状況変更を証する文書
- ・同一区域内に他に適正な保管の場所がないことを証する資料

(3) 要件の (2) に該当することを証する書類

(例)

- ・変更予定の保管の場所の写真
- ・変更予定の保管の場所の図面
- ・変更予定の保管の場所での保管方法を説明する資料

(4) その他環境大臣が必要と認める書類

4. 審査体制について

環境大臣の確認に係る書類の受付及び審査については、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課において行う。(ただし、平成 29 年度以降は、変更前の保管の場所を管轄する地方環境事務所において申請関係書類を受け付ける予定。)

環境省本省は、保管の場所の変更前及び変更後の保管場所を管轄する地方環境事務所及び都道府県市、JESCO その他の関係機関と連携しながら審査手続きを進めることとする。

5. 審査手続きについて

(1) 申請書類の提出

保管場所の変更を求める保管事業者は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課に対して申請書類を提出する。申請書類は、正本1部、副本5部を提出する。同課は、申請があった場合、変更前及び変更後の保管の場所を管轄する都道府縣市及び地方環境事務所に対し、副本をそれぞれ一部ずつ速やかに送付する。

また、産業廃棄物課は、審査2.(2)の要件に係る審査に付き、必要に応じ、JESCOに情報を提供し、各処理施設の処理状況、処理能力等について確認するものとする。

(2) 申請書類の審査

申請内容について、基本的には書面により審査を実施する。ただし、2.(2)の要件である廃棄物処理法の保管基準の遵守が可能な場所で保管されることとなるかどうかなど、書面審査で判断できない場合には現地調査を実施する。現地調査については、当該地域を管轄する地方環境事務所が行うものとし、必要に応じて、都道府縣市に同行を依頼し、連携して行うものとする。

(3) 標準処理期間

標準処理期間は、60日とする。

(4) 確認証の交付等

(2)を踏まえて、確認することとした場合、確認証を当該申請を行った保管事業者に交付する。なお、審査の結果、申請により求められた確認が上記の要件に合致すると認められないときは、行政手続法第8条の規定に基づきその旨を理由とともに書面に記載し、当該申請を行った保管事業者に当該書面を交付するものとする。また、地方環境事務所及び都道府縣市、JESCOに対しては、審査結果について書面をもって通知するものとする。

参照条文

＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法＞

(保管等の届出)

第八条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）をする者（以下「保管事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則＞

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更の制限の特例)

第十条 法第八条第二項の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 届け出た保管の場所において確実かつ適正に当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったこと及び当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管の場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合

2 (略)

3 第一項第二号の確認を受けようとする保管事業者は、次に掲げる事項を記載した様式第三号による保管場所の変更確認申請書を環境大臣に提出するものとする。

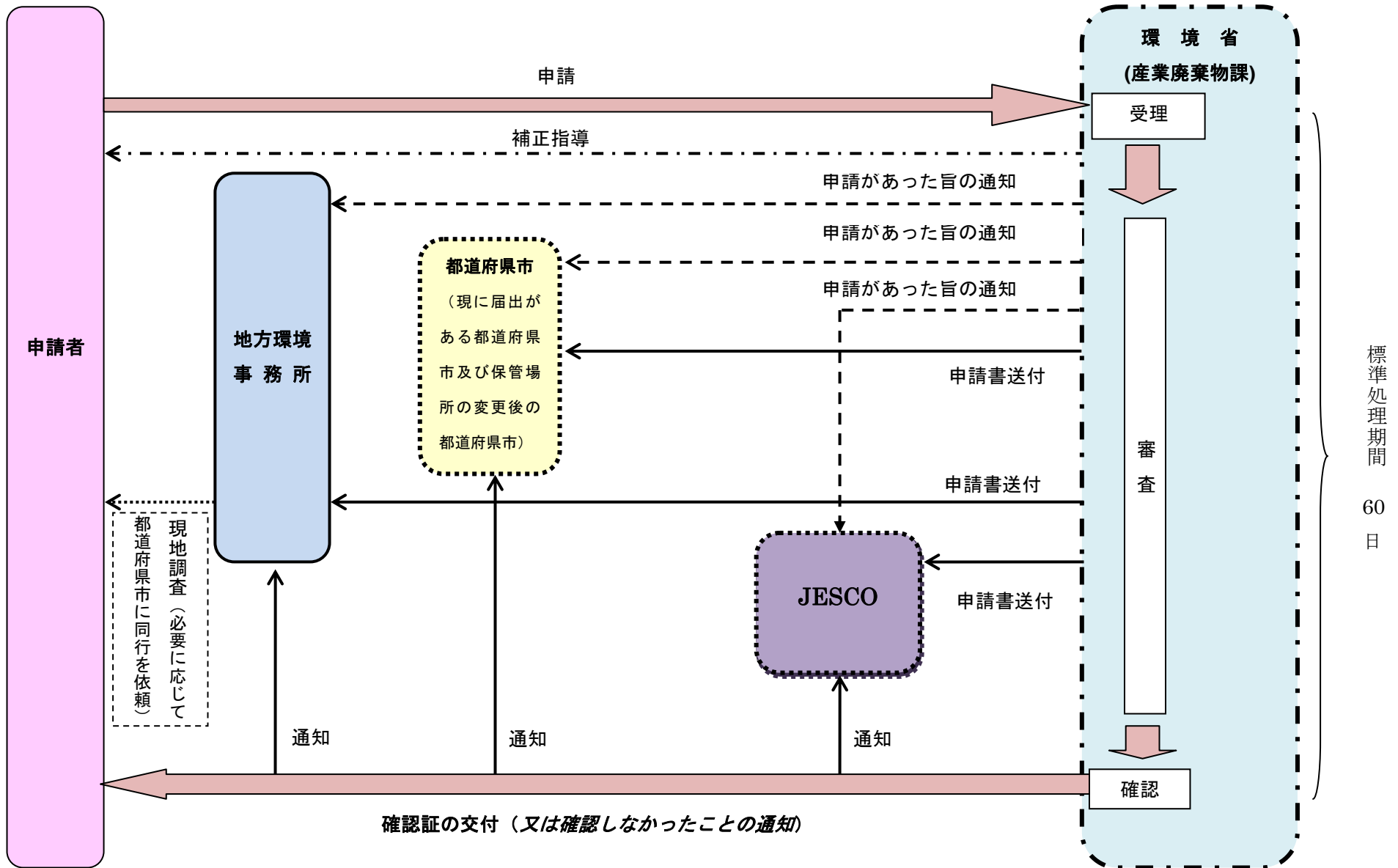
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業場の名称及び所在地

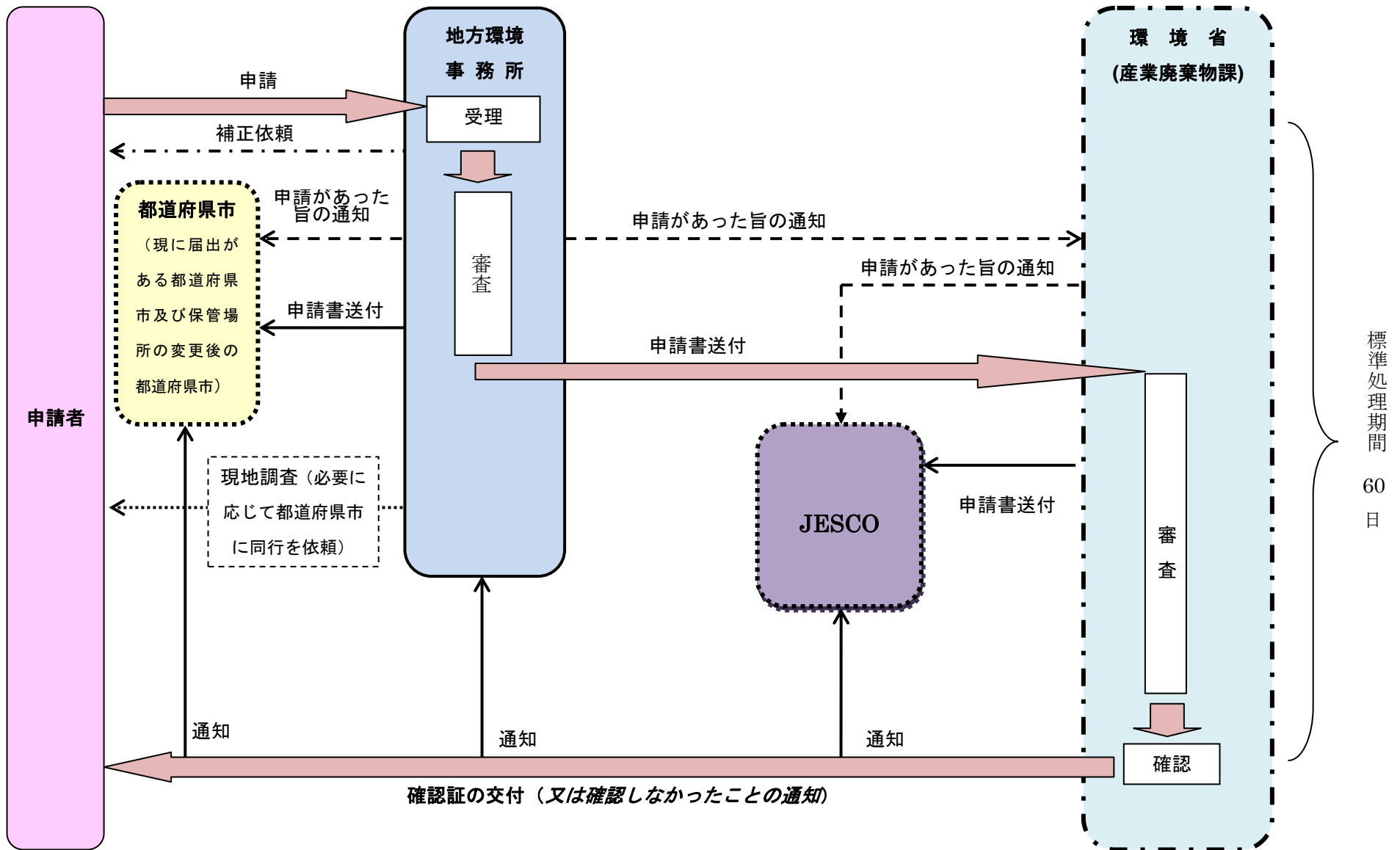
三 保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の変更後の保管の場所

四 法第八条第一項の規定に基づき届け出た保管場所において確実かつ適正に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなった理由

(参考) 今年度の手続きフロー (環境省本省が受け付ける場合。)



(参考) 手続きのフロー (地方環境事務所が受け付ける場合。)



高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更の確認について

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）第 10 条第 1 項第 2 号に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更について、下記のとおり確認する。

平成〇年〇月〇日

環境大臣 ○ ○ ○ ○

1. 変更前の保管の場所

事業場の名称	
事業場の所在地	
保管の場所	

2. 変更後の保管の場所

事業場の名称	
事業場の所在地	
保管の場所	

3. 保管場所を変更する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（1台当たり重量×台数）